

高梁市特別職報酬等審議会 「市議会議の報酬を引き上げの答申」

7月14日、市議会議員の報酬などの額と市長、副市長および教育長の給料などの額が適正かどうかについて諮問をし、報酬審議会において3回にわたり慎重な審議が行われました。その結果、市議会議員の報酬を、議長は1万円、副議長、議員はそれぞれ8千円の引き上げ、また市長、副市長および教育長の給料については、据え置く答申がありました。また、期末手当については、令和5年度国の人事院勧告を踏まえ、0.05カ月の引き上げの答申がありました。

図総務課 ☎ 21・0205

教育委員会委員の異動がありました

11月16日に教育委員会委員の異動がありました。新任1人を含む4人の教育委員は次のとおりです。
教育長職務代理者 渡邊ありささん

教育委員 川上はる江さん、西井道治さん、山縣始さん(新任)

図教育総務課 ☎ 21・1500

令和6年度物品調達等入札参加資格の追加登録

市が発注する物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託(測量、建設コンサルタントを除く)の契約を希望される場合、事前に市への登録が必要です。

令和6年度分の追加登録申請を受け付けますので、登録を希望する事業者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、持参(市内業者のみ)または郵送により監理課へ提出してください。

申請書は監理課に備えてあるほか、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

郵送先 〒716・8501 監理課(住所不要)

※申請書と添付書類は、A4フラットファイルとして提出してください。また、「物品」「役務・業務」の両方を申請する場合には、それぞれ別冊子としてください。

受付期間 令和6年2月1日(木)～2月29日(木)

※市外の事業者(郵送のみ)は2月20日(火)必着

地域公共交通網形成計画 (見直し案)への意見募集

現在の第2次高梁市地域公共交通網形成計画の一部見直しを行います。今回の見直しは国の制度改正に合わせ民間路線バスの路線図などを修正するものです。

この見直し案についてパブリックコメントを実施します。皆様のご意見をお寄せください。

募集期間 令和6年1月19日(金)まで ※持参の場合は、同日の午後5時15分までに限ります。

計画(見直し案)の閲覧場所 市ウェブサイトおよび市民課、地域局、各地域市民センターの窓口(各開庁時間内)

意見の提出方法 指定様式に住所、氏名、連絡先、ご意見を明記し、①④のいずれかの方法で提出してください。様式は閲覧場所に備えているほか、市ウェブサイトからダウンロードできます。

① 郵送
郵送先：〒716・8501 市民課(住所不要)
② ファクス送信 ☎ 22・9370

登録有効期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間
登録できる業種

物品 文具・事務用機器、木工・家具類、教育・保育用品、印刷・看板・標識、衣料繊維・ゴム・皮革、日用品、薬品類、医療機器、理化学・測定機器、電気機械器具、厨房機器、輸送機器、消防保安用品、燃料、資材、農業園芸用品、食料品などの物品

役務・業務 清掃など、保守点検、警備、測定・検査、計画策定、情報・通信サービス、クリーニング、害虫駆除、運送、レンタル・リース(OA機器を除く)、廃棄物処理、緑地等保護管理などの役務・業務委託

その他 入札参加資格への登録・更新は、指名や契約を約束するものではありません。

なお、競争入札や見積もり合わせに該当しない少額な取引(1件の予定価格が10万円未満)のみを希望する市内の事業者は、「高梁市少額物品調達等契約希望者簡易登録制度」への登録が必要です。詳しくは市ウェブサイトでご確認

③ 閲覧場所へ提出
④ 市ウェブサイトへの申請フォームで内容を送信

図市民課 ☎ 21・0254



申請フォームは
こちら

マイナンバーカード受け取り時間外窓口

今後の開設日時
令和6年1月13日(土) 午前10時～正午



日時が変更になる場合がありますので、市ウェブサイトをご覧ください。

身体が不自由などで外出が困難な人を対象に個別の対応も行います。電話でご相談ください。

図市民課 ☎ 21-0253

ください。

図監理課 ☎ 21・0235



20歳になったら国民年金

国民年金は、年を取ったときや病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代で支えようという考えでつくられた仕組みです。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構からお知らせが届きます。

国民年金の相談や手続きについては市民課、または年金事務所へお問い合わせいただくか、日本年金機構のウェブサイトをご覧ください。

図市民課 ☎ 21・0252 / 日本年金機構高梁年金事務所 ☎ 21・0570

